

### 3. 伝送サービス規律

#### （1）伝送サービス規律の再編

- ① 伝送サービスの意義については、電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とする方向で検討する。
- ② 伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ検討する。
- ③ 具体的には、電気通信役務のほか、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるものについて、伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ、伝送サービス規律の対象とするべきか否か検討し、対象とすべきと考えられるものについては、現行の電気通信事業法の個々の規律を参考に、整備・合理化すべき規律があるか検討する。なお、伝送サービス規律で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討する。

#### （2）有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し

有線テレビジョン放送施設について、現行規律（設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等）によって確保されている受信者の利益の継続的な保護の必要性を踏まえつつ、有線テレビジョン放送施設設置者の負担を軽減し、もって事業者による柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を検討する。

#### （3）有線放送電話に係る規律の見直し

有線放送電話について、既存の有線放送電話業者の業務運営への影響を回避しつつ、基本的に電気通信事業として扱う方向で検討する。

#### （4）その他検討すべき事項

上記（1）～（3）以外に必要な事項を検討する。

### 4. コンテンツ規律

#### （2）「メディアサービス」に関する具体的規律

##### ⑥ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方

有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化と併せて、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度、同意再送信に係る裁定制度の在り方について検討する。

# 検討アジェンダ（抜粋）

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律

### (1) 利用者利益の確保・向上のための規定の整備

伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）を参考に、メディアサービス等について整備すべき規定はないか検討する。また、利用者を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与することについて検討する。

### (2) 情報セキュリティ等に係る制度整備

利用者利益の確保・向上の観点から、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で検討する。

### (3) 技術基準

新たな法体系への移行に際し、利用者保護や受信者保護などの観点から、「伝送設備」に係る技術基準（電波の効率的な利用、混信・妨害防止、通信の目的の実現、安全の確保等）、「伝送サービス」に係る技術基準（伝送サービスに対する支障の防止、責任分界）、「メディアサービス」に係る技術基準（簡便な受信の確保、品質確保）ごとに、どのような規律内容とすることが適当か検討する。

その際、災害報道などの特別な公共的役割を果たすメディアサービスの技術基準については、放送中止事故などの実情や電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異同を踏まえ、特別の規律が必要か否か検討する。

### (4) その他検討すべき事項

上記（1）～（3）以外に必要な事項を検討する。